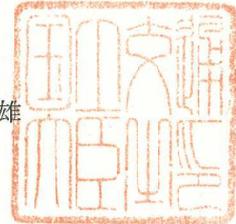


認定書

国住指第1987-1号
平成 17年 11月 28日

株式会社トーヨーアサノ
代表取締役社長 植松 眞 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項本文の規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、平成14年6月20日付け国住指第3989号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号

TACP-0195

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

MRX工法(先端地盤:砂質地盤(礫混じり砂質地盤を含む))

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第1987-2号
平成 17年 11月 28日

株式会社トーヨーアサノ
代表取締役社長 植松 眞 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の建築基準法施行規則第1条の3第1項本文の国土交通大臣の認定を受けた構造の建築物又はその部分について、同項本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

なお、本指定に伴い、平成14年6月20日付け国住指第3989-2号による指定は廃止する。

記

1. 認定番号

TACP-0195

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

MRX工法(先端地盤:砂質地盤(礫混じり砂質地盤を含む))

3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書

建築基準法施行規則第1条の3第1項表二の(一)項及び(二)項の構造計算の計算書のうち、平成13年国土交通省告示第1113号第6第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法

(注意)この指定書は、大切に保存しておいてください。

(1) 地盤の許容支持力及び適用範囲

1. 件名

MRX工法(先端地盤:砂質地盤(礫混じり砂質地盤を含む))

2. 本工法により施工される基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

1) 長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

$$Ra = \frac{1}{3} \left\{ \alpha \bar{N} A_p + \left(\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q}_u L_c \right) \psi \right\} \quad (\text{kN}) \quad \dots (i)$$

2) 短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

$$Ra = \frac{2}{3} \left\{ \alpha \bar{N} A_p + \left(\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q}_u L_c \right) \psi \right\} \quad (\text{kN}) \quad \dots (ii)$$

ここで、(i), (ii)式において、

α : くい先端支持力係数 ($\alpha = 253$)

β : 砂質地盤におけるくい周面摩擦係数 ($\beta \bar{N}_s = 10.1 \bar{N}_s + 26.4$ を満たす β)

γ : 粘土質地盤におけるくい周面摩擦係数 ($\gamma \bar{q}_u = 0.60 \bar{q}_u + 54.2$ を満たす γ)

\bar{N} : 最下端くい下面より下方 1D、上方 1D 区間の地盤の標準貫入試験による打撃回数
の平均値 (回)

(ただし、D はくい径とし、 $\bar{N} \leq 33$ とする。なお、 $\bar{N} > 33$ の場合、 $\bar{N} = 33$ とする。)

A_p : くい先端閉塞断面積 (m^2)

$$A_p = \pi \cdot D^2 / 4$$

\bar{N}_s : くい周面摩擦力を考慮できる地盤中、砂質土部分の標準貫入試験による打撃回数
の平均値 (回)

(ただし、 $1 \leq \bar{N}_s \leq 30$ とする。なお、 $\bar{N}_s < 1$ の場合、 $\bar{N}_s = 0$ 、 $\bar{N}_s > 30$ の場合、 $\bar{N}_s = 30$ とする。)

\bar{q}_u : くい周面摩擦力を考慮できる地盤中、粘性土部分の平均一軸圧縮強度 (kN/m^2)

(ただし、 $\bar{q}_u \leq 200$ (kN/m^2) とする。なお、 $\bar{q}_u > 200$ (kN/m^2) の場合、 $\bar{q}_u = 200$ (kN/m^2)
とする。)

L_s : 砂質土部分のくい周面摩擦力を考慮できるくいの長さ (m)

L_c : 粘性土部分のくい周面摩擦力を考慮できるくいの長さ (m)

ψ : くい周長 (m)

ただし、盛土、表土についてはボーリング柱状図に地盤種類が明確で、N 値の記載があるものについてのみ周面摩擦力を考慮する。

3. 適用範囲

1) 適用する地盤の種類

基礎ぐいの先端地盤：砂質地盤(礫混じり砂質地盤を含む)

基礎ぐいの周囲の地盤：砂質地盤及び粘土質地盤

2) 最大施工深さ

株式会社トーヨーアサノ

ぐい施工地盤面-24m

3) 適用する建築物の規模

床面積の合計が 1,000,000m² 以下の建築物

4) 基礎ぐいの構造方法

平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 8 第二号、第三号、第四号、第五号、第六号および第八号のいずれかに基づき、コンクリートの許容応力度が規定された既製コンクリートぐい、または建築基準法施行令第 90 条、平成 12 年国土交通省告示 2464 号第 1、第 2 に基づき鋼材の許容応力度が規定された鋼管で、図 I-1、及び表 I-1 に示す形状からなる先端開放のストレートぐい。ただし鋼管は下ぐいとして用いない。

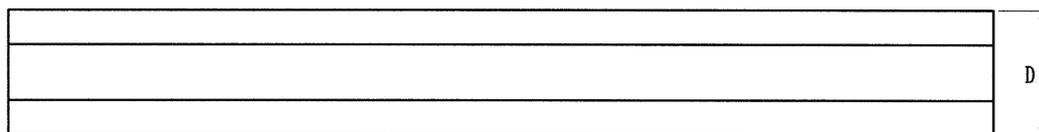


図 I-1 基礎ぐいの形状

表 I-1 基礎ぐいの寸法

杭径 D (mm)	300~800
-----------	---------

5) 工事施工者及び管理者

MRX 工法の施工及び管理者は、下記の者の他、MRX 工法協会の指定施工会社認定者が認定した指定施工会社が行う。

正会員各社が施工及び管理を行う場合には、各社の責任施工とし、指定施工会社が施工及び管理を行う場合の責任は、その指定施工会社認定者が負うものとする。

株式会社トーヨーアサノ

静岡県沼津市原 315-2

6) その他

本工法により施工される基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力は単ぐいとしての性能を前提としている。